

青森県糖尿病対策協議会設置要綱

(目的)

第1 本県における、糖尿病の医療連携体制の構築等について検討するため、「青森県糖尿病対策協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 協議会は、前項の目的を達成するため、次について所掌する。

- (1) 糖尿病医療に関する医療資源の調査・分析に関すること。
- (2) 糖尿病医療に関する医療機関の連携方法等に関すること。
- (3) 糖尿病医療に関する施策や数値目標の設定と評価手法の検討に関すること。
- (4) その他糖尿病の医療連携体制の構築等に関し必要なこと。

(構成)

第3 協議会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 県医師会に属する者
- (3) 糖尿病の専門的な医療を行う医療機関に属する者
- (4) 青森県保健所長会に属する者
- (5) 青森糖尿病療養指導士の資格を有する者
- (6) その他糖尿病に対応した医療連携体制の構築のために必要と認める機関・団体に属する者

(任期)

第4 協議会の委員の任期は委嘱の日から2年以内とする。また、再任は妨げないものとする。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の任期の残任期間とする。

(会長等)

第5 協議会に会長を置き、会長は協議会の事務を総理する。

2 会長は、委員の互選により定めるものとする。

3 会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、必要の都度、会長が招集するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、協議会への出席を依頼することができるものとする。

(部会の設置)

- 第7 協議会の協議検討を効果的に推進するため、必要に応じて部会を置くことができる。
- 2 部会は、第3第1項の委員から内容に応じて関係委員で構成し、会長が指名する。
 - 3 会長は、必要と認めたときは、その他の関係者を構成員に指名することができる。

(部会の所掌事項)

- 第8 部会は、本県における、糖尿病の医療連携体制の構築等について第2(所掌事務)に掲げる事項について検討整理する。

(部会長)

- 第9 部会に部会長を置く。
- 2 部会長は、それぞれの部会構成員の互選により定める。
 - 3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する委員がその職務を代理する。

(部会の会議等)

- 第10 部会の会議は、部会長が招集する。
- 2 部会の会議は、必要と認めたときは、紙上会議として開催する。
 - 3 部会長は、会議の議長となる。
 - 4 部会長は、部会において検討した結果を「協議会」に報告しなければならない。

(庶務)

- 第11 協議会の庶務は青森県健康医療福祉部 がん・生活習慣病対策課 において行う。

(その他)

- 第12 この要綱の定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要綱は平成19年7月4日から施行する。
この要綱は平成23年6月1日から施行する。
この要綱は平成25年10月29日から施行する。
この要綱は平成28年1月22日から施行する。
この要綱は平成28年9月23日から施行する。
この要綱は令和6年4月1日から施行する。

糖尿病調査検討部会設置要領

(目的)

第1 平成28年度糖尿病調査について、調査内容及び結果の分析等を検討するために、青森県糖尿病対策協議会に「糖尿病調査検討部会」(以下、「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 部会が所管する事項は、次のとおりとする。

- (1) 糖尿病患者調査に係る項目の検討に関すること。
- (2) 糖尿病患者調査結果の分析に関すること。
- (3) 糖尿病予防対策の推進に必要なこと。

(庶務)

第3 部会の庶務はがん・生活習慣病対策課において処理する。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要領は平成28年9月23日から施行する。